

新宿区教育委員会会議録

平成19年第1回定例会

平成19年1月5日

新宿区教育委員会

平成19年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成19年1月5日(金)

開会 午後 2時05分

閉会 午後 4時55分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	木下川 肇
教育環境整備課長	小 池 勇 士	学校運営課長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当課長	小野寺 孝 次		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第 1号 新宿区立教育センター条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第 2号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第 3号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第 4号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第 5号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第 6号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第 7号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第 8号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第 9号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則

報告

- 1 平成19年度当初予算の編成について（教育政策課長）
- 2 新宿区幼児教育のあり方検討会（最終報告書）について（教育政策課長）
- 3 新宿区立区民ギャラリー・環境学習情報センター指定管理者の評価について（生涯学習振興課長）
- 4 西落合公園少年野球場・庭球場について（生涯学習振興課長）
- 5 平成18年度ミニ博物館の新設延期について（生涯学習振興課長）
- 6 「新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰」の改正について（教育指導課長）
- 7 「確かな学力の育成への取り組みについて」の検証について（教育指導課長）
- 8 特別支援教育検討委員会経過報告について（教育指導課長）
- 9 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の運用について（教育指導課長）
- 10 その他

協 議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について（教育政策課長）

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成19年新宿区教育委員会第1回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いします。

議案第1号 新宿区立教育センター条例の一部を改正する条例

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第1号 新宿区立教育センター条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第1号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第1号議案、件名は「新宿区立教育センター条例の一部を改正する条例」でございます。

現状の教育センターにおきましては、教育相談とか不登校の子どもたちのつくし教室、あるいは国際理解教室等を実施してございますけれども、今回の条例改正につきましては、従来の業務に加えまして、特別支援教育の推進機能を加えるというものでございます。

この具体的な役割につきましては、例えば、特別支援教育のための情報収集・発信、準備、推進、あるいは学校の支援の中では、区費講師の派遣、これは大体20名程度を予定してございますけれども、週5日派遣いたします。専門家チームの派遣につきましては、延べ40人ぐらいで、全幼・小・中に年3回程度、複数で派遣いたします。あるいは、区の特別支援教育研修の企画運営の補助もやります。また、外部の関係機関との連絡調整、こういう具体的な役割を持ってございまして、主な改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

お手元の議案の1ページめくったところでございます。

現行と改正案の中では、改正案としては、6番目に「特別支援教育の推進に関すること。」ということが入っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

私から伺いますが、この条例改正は、特別支援教育の推進に関することという項目を入れることで、それは当然の手续なんですけど、これとちょっと離れて恐縮けれども、これに必

要な人員の手当てその他は当然措置されるものと思いますが、どうなっているんですか。

教育政策課長 19年度予算で今予定してございますのが、非常勤職員の区費講師の派遣、20人程度でございます。

もう一つは、主査級の福祉職を1名増員予定でございます。それから、嘱託の退職補助でございますが、2名、これも増員予定でございます。

こういう体制で、職員体制につきましては、今申し上げました主査と嘱託、それから具体的な支援体制につきましては、区費講師20人、専門家チームということになってございます。内藤委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ありますか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第1号 新宿区立教育センター条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第2 議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第3号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第4 議案第4号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、関係する議案ですので、一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 では、議案第2号、議案第3号及び議案第4号を一括して議題とします。

議案第2号から議案第4号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第2号議案、件名は「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

現在の条例につきましては、区立幼稚園教頭、教諭等が対象でありまして、子ども園に勤務する幼稚園教諭について加えなければ給与支給ができないということでございます。

なお、同じ子ども園に勤務する保育士につきましては、区長部局で定めている条例を適用するというところでございます。

お手元の議案の新旧対照表をごらんください。

改正案の第2条(2)でございますけれども、ここに「新宿区立子ども園の園長及び副園長並びに教諭」というふう書き加えたものでございます。

それから、通勤手当の第15条の3のところ、「幼稚園」ということになってございましたけれども、この改正案で幼稚園に「(子ども園を含む。以下同じ。)」というふう表記させていただいてございます。

なお、子ども園の園長、副園長につきましては、幼稚園、保育所の2つの機能をあわせ持つ施設でありますことから、幼稚園教諭、保育士のいずれもがなれることを基本におきまして、幼稚園教諭が園長の場合は保育士を副園長とし、保育士が園長の場合には幼稚園教諭を副園長とすることを基本として方針におきまして、この間、その課題を整理しているところでございます。

2号議案については、以上でございます。

次、第3号議案でございます。件名は「新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例につきましては、教職調整額の支給を定めたものでございます。いわゆる教員は超過勤務、休日勤務の手当がなく、そのかわりに給与月額100分の4を支給するものという条例でございます。

これにつきましても、2号議案と同じ同様の改正でございます。議案の新旧対照表をごらんください。

全く同じように書かれてございます。特に、第5条につきましては、幼稚園を(子ども園を含む。)ということになってございます。

以上が第3号議案でございます。

続きまして、第4号議案でございます。件名は「新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これも、第2号議案、第3号議案と同様の改正でございます。新旧対照表もそのようになってございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。

まず、「議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御意見、御質問をどうぞ。

白井委員 質問なんですけれども、2号議案その他で、養護教諭という言葉が使われているんですが、7号議案等で養護学校を特別支援学校ということに改めるということで改正案も出ているんですが、こちらの幼稚園とか教職員に関しての養護というのはこのまま残るといふ形ではよろしいんでしょうか。

副参事 従来とは変更ございません。

白井委員 わかりました。

内藤委員長 この第2条関連なんですけど、第2条の第1項では、つまり幼稚園に関しては、「養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師」となっていますが、第2項目の新宿区立子ども園の場合は、「並びに教諭」で終わっていますが、これはこれでいいんですか。

副参事 議案2号の中で御説明をさせていただきたいと思います。

改正案の2条1号のところでございますけれども、従来、現行の規定におきますと2条の定義規定をそのまま用いているところがございます。

この部分につきましては、学校教育法の、ちょっと条文は失念してはいますが、たしか81条あたりのところで、幼稚園には園長、教頭、教諭、それから養護教諭、助教諭云々を置きますという規定がございます。その中で、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師については置くことができるというような整理になってございます。

子ども園の職員配置については、こうした、いわゆる養護教諭に相当するもの、それから助教諭、養護の助教諭、それから講師については現在置く考えはございません。養護教諭の部分については、別途看護師を配置する予定になっておりますので、こうした看護師のところで一定の医療的な部分ですとか、ケアの方は行っていきたいというふうに考えております。

それから、助教諭等のところにつきましては、子ども園そのものが開園時間が1日13時間ということで、非常に多岐にわたるといふようなところがございますので、基本は、教職員を当てる場合には、正規の教職員をまず当てると、その上で括弧内のところは地方公務員法の第28条の5の第1項云々と書いてありますけれども、これはいわゆる再任用職員についての規定でございます。こうした短時間勤務の職員についても配置をするということが、ローテーションの関係で今考えられる状況にはございませんので、こうしたところについては、

養護教諭以下のところについては、今回第2号のところでは入れていないと、かような考え方で整理をしているところでございます。

内藤委員長 これは実際問題として、子ども園が発足して、動き出してからいろんな問題があれば手直しするというところでよろしいのでしょうか。

副参事 そうですね。仮に、幾つかの問題といたしますか、課題が出てくれば、それは改めてその段階で整理していきたい。スタート段階では、こうした体制、あるいはこういう職員配置の中でできるという判断に至っての改正の提案でございます。よろしくお願いいたします。

内藤委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ございますか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第3号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」について、御意見、御質問をどうぞ。

これは子ども園設置に伴う当然の改正ですから、これで結構だと思いますが、いかがでしょうか。

〔なしの発言〕

内藤委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

「議案第3号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第4号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、御意見、御質問をどうぞ。

これも第3号議案と同じく、子ども園の設立に伴う当然の改正だと思います。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第4号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第5号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第5 議案第5号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第5号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第5号議案でございます。件名は「新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例については、2つの事項の改正でございます。

1つ目が、従来の盲、聾、知的障害、肢体不自由等の障害に加えて、近年の障害の複雑化とか多様性とか、例えばLD、ADHDとかでございますけれども、出現している状況を踏まえて、養護学校を特別支援学校に改めて、学校教育法の改正の施行に伴う条例改正でございます。

これが1つ目でございます。そこが、主な改正内容の1番でございます。

2つ目の改正につきましては、第七次・学校適正配置計画に基づきまして、西戸山中と西戸山第二中を統合して新宿西戸山中学校を設置するというに伴う条例改正でございます。

お手元の議案の新旧対照表をごらんください。

現行と改正案がございますけれども、第1条の「養護学校」を「特別支援学校」に変えるということでございます。それと、第1条の3項でございますけれども、「特別支援学校」に変えるということでございます。ただ、名称につきましては、現在、その下の四角に囲んでいるところでございますけれども、新宿養護学校につきましては、名称については新宿養護学校のまま変えないということでございます。

その次に、2つ目の統合のところでございますけれども、2項のところでございます。中学校でございますけれども、位置を百人町四丁目3番1号の西戸山中学校を、改正案としては、大久保三丁目1番1号に変えるということでございます。

それと、次に第2条でございますけれども、現行が大久保三丁目1番1号の西戸山中学校を百人町四丁目3番1号の新宿西戸山中学校、新校でございますが、これに変える。

それで、裏のページでございますけれども、高田馬場四丁目36番12号の西戸山第二中学校につきましては、統合に伴い整理されるということでございます。

附則でございますけれども、これにつきましては、平成19年4月1日から施行しますけれども、ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するということでございます。

(1) 番目が、新宿区立中学校設置条例別表の改正規定、西戸山中学校が移る時期は平成20年4月1日でございます。現在、西早稲田中がいる場所に平成20年4月に西戸山が移ると、仮校舎として移るということでございます。

次、(2) 番でございますけれども、第2条の規定につきましては、統合される日、平成23年4月1日に移るということでございますので、附則で施行日がこうなっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

1つは、養護学校が法改正に伴って特別支援学校に変わるということですね。これはこれで結構だと思いますが、あとは中学校統合に伴う校舎の移転ということですね。この新宿区立新宿養護学校という名称は、当分というか、残すということですか。

学校運営課長 学校教育法の一部改正によりまして、従来の盲、聾、養護学校をあわせて特別支援学校というように法律用語を改正してございますが、固有名詞といたしましてはその学校それぞれの事情がございますので、固有名詞としては引き続き盲、聾、養護学校という名称を使うことができるということになってございます。東京都の方でも、現在の固有名詞を変える考えはございません。杉並区も新宿区と同じように養護学校を設置してございます。済美養護学校と申しますが、この名称を変える予定はないと聞いてございます。同様に私どもも、地域の方々になじんだ学校名であり、重複障害のある子どもは養護学校が適切というように御理解が行き届いておりますので、この名称で引き続き運営してまいりたいと考えております。

内藤委員長 御意見、御質問ありますか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第5号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第 6 号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第 6 議案第 6 号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第 6 号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第 6 号議案、件名は「新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」でございます。

これにつきましては、資料がございますので一緒に見ていただけますでしょうか。

子ども園の保育料につきましては、保育園の保育料と同様に前年の所得税で決まっております。これが資料 1 の表でございます。附則の別表と、別表第 2 でございます。

したがって、国の施策である定率減税の縮小で所得税がふえまして、保育料が上がる。税源移譲で所得税が減になりまして、保育料が下がるという現象が起きてございます。

税源移譲につきましては、資料 2 を参照してください。資料 2 の「あなたの所得税・住民税が変わります」というものでございます。

例えば、モデルケースを見ていただきますと、下の方でございますが、夫婦、子ども 2 人の場合の 500 万を見ますと、所得税が 11 万 9,000 円、住民税が 7 万 6,000 円、合計 19 万 5,000 円のが税源移譲によって、所得税が 5 万 9,500 円、住民税が 13 万 5,500 円、計同じということで、こういうふうモデルケースとして示されているわけでございます。こういう税源移譲が行われるということでございます。

このことを前提としまして、今回の条例一部改正でございますけれども、19 年度の定率減税 20 から 10% になるわけでございますけれども、保育料負担増を解消して、20 年度の税源移譲による保育料負担減に合わせて 19 年度の措置を解消するというものでございます。今回の条例改正については、それを文書化したものでございます。

以上、6 号議案については説明を終わらせていただきます。

失礼しました。施行日でございますけれども、上記 1 の改正規定につきましては、平成 19 年 4 月 1 日、上記 2 の改正規定については平成 20 年 4 月 1 日でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは試算が出ていますと思いますが、この税源移譲による、実際は住民税の増税といってもいいんですけども、所得税が減りますよね。そうすると所得税を基準とする保育料は、実際問題として、絶対額は相当減るんじゃないですか。

副参事 今の御質問でございます、20年度の保育料の決定の際に、国から地方への税源移譲の中で、保育料が具体的にどういうふうな形で変わってくるのかといった点でございますけれども、子ども園の場合には、まだ入園する子どもが具体的に決まっていないという中で、一定のシミュレーションは、今現在あります保育園に基づいてやっているような状況がございます。

かいつまんで状況を申しますと、参考資料の資料の1をちょっとごらんいただければと思っております。

今、この資料の1でいきますと、一番左側に階層の区分というのがございます。こちらが、それぞれの保育料の金額を決めている区分でございますけれども、例えば保育園の場合には、ことしの夏、7月1日現在ですけれども、全体で3,251名、こうした人数を新宿区全体でお預かりをしている状況がございます。その中で、A階層が63、B階層が365、C階層が157、D階層が2,666というような数字になってまいります。

基本的には、このD階層の部分、この部分が直接定率減税廃止の、あるいは縮小の影響を受けたり、逆に国から地方への税源移譲の関係の中で、保育料の変化が生じる部分だと思います。この2,666名の部分ですけれども、今一定の試算の中ですけれども、税源移譲の中で所得税が低くなることによって、保育料が低くなると考えられる者が1,260名、47.3%程度いるのかなというふうにとらえております。

保育料の階層区分というのは、一定の所得の中で刻みがありますので、階層区分に変更がない者は逆に43%程度いるのかなと、そういうふうにとらえているところでございます。

具体的に、これがどのくらいの保育料として、区の歳入がふえたり、減ったりという、その部分のシミュレーションは、今後一層、一段と精査をした中でより具体的な数字が出てくるかと思っております。

子ども園については、重ねてになりますけれども、今決まっていないという中でございますので、基本的には同じ割合の、子ども園に在園する、入園する子どもについて同じ割合の中で同じ変化が生じてくるのかと、そういうふうにとらえているところでございます。

内藤委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ありますか。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第6号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第 7号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第7 議案第7号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第7号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第7号議案でございます。件名は「新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

お手元の議案の新旧対照表をごらんください。

1点目が、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、養護学校を特別支援学校に改めるといふことの部分では、第1条のところは「特別支援学校」というふうに変わっております。

次が、第5条でございますけれども、18年度12月に都条例がこのように第1号に該当する扶養親族、あるいは該当する扶養親族のうち2名までと、「扶養親族」という名称を入れまして、規定を整備したものでございますけれども、その整備を都条例が昨年12月にやったものですから、それに合わせて今回区条例も改正したものでございます。

なお、政令につきましては、そうなっております。

施行日は、平成19年4月1日でございます。ただし、上記2の改正規定は公布の日でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、扶養親族という言葉を入れたわけですが、それによって適用の範囲が狭まったということになるんですか。

教育政策課長 特に変わりはありません。扶養親族という言葉を入れることによって、より明確にしたというだけのことでございます。

内藤委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。木島委員もよろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第7号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第8号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例

内藤委員長 次に、「日程第8 議案第8号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第8号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第8号議案でございます。件名は「新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」でございます。

これも新旧対照表をごらんください。

先ほどから申しまわっている学校教育法の一部改正に伴いまして、「特殊学級」を「特別支援学級」に改めるというものでございまして、改正案につきましては、3条の1号で「第75条第2項の特別支援学級」、2号の「第75条第2項の特別支援学級」というふうに直つてございます。

施行につきましては、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも学校教育法の一部改正に伴う条文の改正ですから結構だと思いますが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第8号 新宿区立区外学習施設条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第 9 号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則

内藤委員長 次に、「日程第9 議案第9号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則」を議題とします。

議案第9号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第9号議案でございます。件名は「新宿区立子ども園の管理運営に関する規則」制定でございます。

現在、学校につきましては、学校管理運営規則を定めまして、学校の管理運営に関して必要な事項を決めてございます。

子ども園につきましては、保育所としての機能もあるところ等から、子ども園独自の管理運営のルールを決めておく必要があるために、今回制定するものでございます。

お手元の規則をごらんください。

特に、学校、幼稚園と異なる部分について主に説明させていただきます。

職員、第2条でございますけれども、「子ども園に次の職員を置く。」ということで、園長、副園長、その他の職員となっております。

2項が「子ども園に主査を置くことができる。」ということでございます。

次、第3条でございますけれども、「園長及び副園長は学校教育法施行規則第8条に規定する幼稚園長の資格を有する者又は児童福祉法第18条の4に規定する保育士から、新宿区教育委員会が任命する。」ということになってございます。

2項で、「主査は主事のうちから、委員会が任命する。」

3項で、「前2項以外の職員は、委員会が配属する。」ということになってございます。

次、第5条でございます。副園長の職務について書いてございます。所属職員を監督する、あるいは園長を補佐する、それから2、3、4と書いてございますので、後ほどごらんください。

次に、第11条でございます。子ども園の評議員でございます。これは、幼稚園には規定がございませんので、子ども園独自のものでございます。

第11条、「地域に開かれた子ども園づくりを推進し、地域の実情に応じた特色ある保育及び幼児教育活動を活発に展開していくため、子ども園に評議員を置くことができる。」となっております。

2以降でございますけれども、評議員については、園長の推薦に基づいて委員会が委嘱する、あるいは評議員の定数は15名以内、任期は1年、無報酬、園長の求めに応じて意見を述

べるもの、職務上の秘密は漏らしてはならない、こういうことが書かれています。

そのほか、裏のページでございますけれども、評議員の設置その他必要な事項につきましては、園長が定めるということになってございます。

次、第13条でございますけれども、「子ども園の園長は、翌年度の保育・教育計画について、次の事項を定め、毎年3月末までに、委員会に届け出なければならない。」ということになってございます。

1から4まででございますけれども、子ども園の保育・教育目標、指導の重点、教育日数及び教育時数の配当、子ども園の行事ということになってございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

なお、施行日につきましては、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

白井委員 ちょっと質問なんですけれども、第2条の子ども園の職員として(3)その他の職員という項目が出ていますが、先ほど委員長から質問があった議案、例えば第4号の子ども園の職員の定義として、子ども園は園長、副園長並びに教諭という条例案を出したと思うんですが、それとの整合性というのは、これは必要はないんでしょうか。

副参事 2号、3号、4号の議案でございますけれども、この3つの議案については、いわゆる新宿区に勤務する幼稚園教諭についての勤務条件、これを定めている各条例でございます。ですので、従来であれば、新宿区に勤務する幼稚園教諭は、区立幼稚園の先生、区立幼稚園の教諭だけだったんです。それが、子ども園ができることによって、区立子ども園は公の施設として区立幼稚園の一つ外側に、別のものでつくっているということがありますので、それぞれ給与ですとか、勤務時間等の勤務条件を規定している条例について、それぞれ定義事項として加えないと、子ども園に勤務する幼稚園教諭について勤務条件を定めることができないという中で規定をしているのが議案の2号、3号、4号のそれぞれ今回の改正の内容でございます。

実際、子ども園にどういう職員が配置になるのかというところでございますけれども、議案の2、3、4号のところの参考資料に、こちらのA4の横の資料1枚つけてございまして、右側に設置の形態ということで書いてございますけれども、幼稚園としての機能を持つと同時に、保育所としての機能も持ってまいります。そのため、先ほど申しました保育士、そのほか看護師、いわゆる従来でいう看護婦、看護関係の職員ですね。それから、事務系の職

員なども配置してまいる予定でございます。ですので、職種なり勤務する職員としては、幼稚園教諭のほかに保育士、看護師、事務とそういうものが全体の配置がされてくる。したがって、管理運営について定めているこの管理運営規則については、2条の3号のところですけども、このその他の職員については、看護師あるいは事務を指すもの、そういうような中で規定の整理を図ったところでございます。

したがって、整合性はきちんと確保はできているという中で今回提案させていただいております。

白井委員 再度確認なんですけど、そうしますと、こちらの図の中の設置形態としてとの整合性でいうと、子ども園の場合には、幼稚園の免許を持っている教諭の方と、保育の免許を持っている方と、2つの資格者がまずいる。それで、そのほかに看護師さんなり、栄養士さんなり、それらを総称してその他の職員という名称で規則をつくるという理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

内藤委員長 この辺がちょっと民間と違うところだね。民間であれば、子ども園一本でやっちゃいますけれどもね。要するに、教育委員会の管轄と、教育委員会の管轄から離れる、保育部門は教育委員会の管轄から離れるというふうに了解していいんでしょうかね。

副参事 保育のところは、子ども園については、従来の保育園でいきますと、これは当然福祉の範疇に入るものですから、教育委員会の管轄外のものでしたけれども、今回はこの区立の子ども園という施設をつくって、この子ども園条例そのものも教育委員会が所管しておりますので、今回初めて教育委員会が教育以外の福祉の概念を仕事として持つということ、秋の段階で、条例として制定をさせていただいたというような中で、今度の子ども園できているところでございます。

白井委員 すみません、もう一つ。

その場合の保育士さんと幼稚園教諭の労働条件というか、その給与とか、そういうのは子ども園の場合は同じになるんでしょうか。

副参事 すべてが同じというわけではございません。働き方のところで申しますと、いわゆるローテーション勤務を前提とした勤務時間ですとか、働き方の部分、これについては基本的に同じというところで今回は整理をつけているところでございます。

ただ、適用すべき条例ですとか、給与の支給の根拠、若干異なるところがありますので、先ほども議案の3号ですか、特別措置条例の中にあつた教育職員には時間外の超過勤務手当

が支給できませんけれども、教職調整額が一方についているとか、給与面での若干の差異はありますけれども、それ以外のものは、極力今回合わせているところがございます。

白井委員 給与が違う。同一労働、同一賃金に反するような気がする。

次長 子ども園を設置するに当たって、私どもも、例えば特別区の組合教育委員会とか、そういう制度の一番基本的なところを扱っているセクションがあるんですけども、子ども園をつくらうという時代に、幼稚園教諭と保育士と、今までの勤務条件、給料表を引きずっているわけですね。何とかならないのかという話は、御相談申し上げたことは実はあるんです。あるんですけども、今回の条例提案でも御説明しているとおり、従来の勤務条件、給与規定に相当するものというのは、基本的には踏襲しているんですね。それが、それぞれ職種ごとにあるものですから、ですから、山田副参事が先ほど来御説明しているように、子ども園という新しい形態の施設はできたんですけども、勤務条件、給与規定、そういったものは従来あるもの、特に幼稚園は教育職員、教育公務員という扱いを受けていますので、そのジャンルのくくりはくくりで依然として残っているわけです。保育士は保育士でまた別の給与の規定がある。それはそれで、この子ども園にも適用されている。全体としてそういうつくりにならざるを得なかったというようなのが実情でございます。

白井委員 初めての試みで、まだ従来の体系を踏襲しながらの苦肉の策として、多分こういう規則をつくってという始まりだと思うんですが、やはりちょっと保育内容は同じような形で、多分幼保一元化という理念からして、やはりその辺の給与が違ってくるといようなことが、果たしていいのかどうかというのは、この後、子ども園経営に当たって、ちょっと検証して行ってほしいなというふうには思います。

次長 今後の大きな課題になると思います。

白井委員 ちょっとそう思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 今の件に関しましては、23区の特別区の教育長会でも話題になりまして、子ども園が設置されることに伴う新たな職の設置等についても含めて、今後検討してほしいということは、今言いました組合教育委員会のところに要望しているところです。

ただ、これなかなか難しい問題で、では、新たに職をつくって、全く新たに採用するというと、またやみくもに職員が今度逆にふえることになってしまいますので、そこら辺をどういふふうに整合させながらやっていくかということではなかなか課題が大きいので、それは十分検討していただくということで、今お願いしているところです。

内藤委員長 恐らく人事の、転勤の問題も、恐らく区立保育園との交流もあると思うんで、

しかし、子ども園、要するに幼保一元化を進めるのであれば、その過程で当然検討されるべき、一体となってやるのであれば検討すべきことだと思いますね。

それから、そのことも含めてだけれども、この評議員制度の活用が非常に大事なことだと思うので、これはやっぱり外部の目といいますか、外部の意見を取り入れて運営していくということがこれから大事になると思います。

ほかに御意見、御質問ありますか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第9号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成19年度当初予算の編成について

報告2 新宿区幼児教育のあり方検討会（最終報告書）について

報告3 新宿区立区民ギャラリー・環境学習情報センター指定管理者の評価について

報告4 西落合公園少年野球場・庭球場について

報告5 平成18年度ミニ博物館の新設延期について

報告6 「新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰」の改正について

報告7 「確かな学力の育成への取り組みについて」の検証について

報告8 特別支援教育検討委員会経過報告について

報告9 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の運用について

報告10 その他

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

教育長 報告1の平成19年度当初予算の編成については、現在予算査定の作業を進めているところで、意思決定過程中的の案件でありまして、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がありますので、非公開による報告とさせていただきたいと思います。

内藤委員長 ただいま教育長から報告1について非公開による報告の発議がありました。

報告 1 平成19年度当初予算の編成についてを非公開による報告とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 異議なしと認め、報告 1 については非公開により報告を行います。

それでは、報告 1 について非公開で報告を受けますので、傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 3 時 2 9 分再開

内藤委員長 それでは、報告 2 から報告 9 までについて、一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 では、最初に、新宿区の幼児教育のあり方検討会（最終報告書）について説明させていただきます。

お手元の資料に基づきまして報告いたします。

1 番目が、新宿区幼児教育のあり方検討会の今までの審議経過でございます。

審議回数が11回、2月20日から12月18日が最終でございました。

審議経過でございますけれども、2月20日の検討会では、検討会の設置と、それから公募区民2名を含む17名で構成された方たちの御紹介、あるいは自己紹介で、今後の進め方についてやりました。

3月から8月については、検討会の から まで、それから8月31日に中間のまとめを提出させていただきます、9月25日から10月16日までにパブリックコメントを実施いたしました。意見総数が40件で、教育委員会にも報告させていただいたところでございます。

11月から12月につきましては、検討会の ・ でございまして、検討会の10回目につきましては、パブリックコメントへの対応について審議いたしました。11回については、最終報告書の審議をさせていただきました。

12月18日に報告書を提出したという経過でございます。

2 番目に、検討会の成果でございますけれども、1 ページをおめくりいただきますと、新宿区幼児教育のあり方検討会最終報告が出されています。18年12月ということで、もう1 ページめくっていただきますと、目次が出てまいります。

目次で、第 1 章、検討の視点と目標から、2 章、子どもを取り巻く現状と幼児教育の意

義・役割、3章、新宿区における幼児教育の取り組みについて、4章、幼児教育内容のさらなる充実、5章で地域における幼児教育環境の整備、第6章で幼児教育施策の推進にあたってということで、最後に資料編ということで、最終報告書を出させていただきました。

次に、3番目で、今後の施策の進め方、もとに戻りまして、進め方でございますけれども、1つ目が、幼児教育行政の推進に当たって、教育委員会は区長部局関係各課との連携のもとに検討会における審議内容とか、検討会から提出された最終報告書を最大限に尊重しまして、今後の幼児教育施策に生かすものとする。事業化、あるいは改めて検討会等やるものもございまして、それにつきまして、最大限その報告書を尊重するという視点に立つということでございます。

また、審議の過程で、区民等から寄せられた意見を考慮しながら施策を推進していくものとする、これは宣言でございます。審議の過程で区民からという文言につきましては、パブリックコメントで一定程度聞いたところに、報告書以外で寄せられた意見というのがございましたので、その辺も考慮しながら、今後施策を推進していくというような意味でございます。

次、2つ目でございますけれども、それでは具体的にどうするのかということでございまして、具体的な施策の推進に当たっては、庁内の関係各課で構成する推進会議を設置いたしまして、最終報告書に示された施策の方向性にのっとり、早急に具体化すべき取り組み、別途個別に検討する課題、各課の責務、到達すべき目標等を明らかにするものいたします。

また、各課につきましては、最終報告書または推進会議で明確化した事業について、関係各課との連携によって、総合的な取り組みとして適正な事業執行に努め、教育委員会は推進会議の事務局として各事業の進捗状況を把握するものとする。いわば、教育委員会が、報告書の事業化については、責任を持って進行管理していくということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

生涯学習振興課長 私からは、新宿区立区民ギャラリー・環境学習情報センター指定管理者の評価について、まず御報告をさせていただきます。報告3でございます。

1、事業評価の目的ですが、これは昨年度、平成17年度の業務について評価をするものであるということでございます。

2の評価対象ですが、(2)指定管理者ですが、特定非営利活動法人の新宿環境活動ネットでございます。

3、評価職員の構成です。ここに記載されているとおりですが、区の職員で行いました。17年度に関しては内部評価ということでございます。

4の評価対象は、提出された事業報告書に基づいて行いました。

5の評価結果でございます。A B Cの3段階で評価しました。Aが適正に行われている、Bが最低限必要なことは行われている、Cは改善を要するというものでございます。

の施設の管理運営業務に関することはA、 の環境学習関連事業に関することはA、の収支状況に関することはB、それで総合的な評価はAということでございます。

詳細については、添付してあります事業評価報告書のとおりでございます。

なお、補足としては、平成18年度、今年度から向こう3カ年、もう既にこの同じ新宿環境活動ネットが指定管理者として更新ということでなっております。

続きまして、報告の4でございます。

西落合公園少年野球場・庭球場についてでございます。

これは、河川激甚災害対策特別緊急事業に伴いまして、西落合公園庭球場及び少年野球場の使用停止等について、東京都との協議の結果、少年野球場・庭球場の工事期間中の施設利用方法等について、最終的な内容が確定しましたので御報告するものでございます。

1、妙正寺川の整備工事期間ですが、平成22年3月までの予定でございます。

2の工事期間中の施設概要です。これは2枚目の絵をごらんになりながら、よろしく願います。

まず、1の西落合公園の庭球場の方ですが、これ横にさせていただいて、左の方に庭球場でございますが、これが1面ということです。従来2面のが1面になるということです。コートの変更をするのとか、後ろの部分が短くなるというようなことがございます。

(2)の西落合公園少年野球場の方には、野球の1面と、それからテニスの1面をつくるという形になります。外野フェンスは手前に約8メートル移動させるということ、それから、テニスのところは可動式テニスの支柱の設置と整地ということです。ですから、野球をしている場合は、もちろんこれはふさがれているという形になっております。ネット等は張っていないという形になっております。

3番、当初計画との変更というのは、6月に当初計画が出ました。そのときには、庭球場は全く使えないという案が出ましたが、その後最終的なこの案では、最終的に確定したものは、庭球場は1面はまず形を変えて使えるということ、それからもう一つが、少年野球場の中にテニスができるように改修するということにいたしました。

4の利用料金及び時間等ですが、庭球場の方は、1面は有料で従来どおり、日時も従来どおりでございます。少年野球場の方のところは、料金は無料でございます。庭球の方は、曜日が記載のとおりでございます。こちらでも無料、それで小学生の野球利用の方も、曜日は記載のとおりでございます。

こちらの庭球の方が無料なのは、コートが設備面で劣っているということ、それから準備、片づけ等すべて利用者が行うということもございまして、無料ということにさせていただきます。

5の利用開始予定は、現在改修工事をしていますので、それが終了した2月からこのような形で使うということになります。

6の周知ですが、記載のとおりでございます。

以上でございます。

続きまして、報告の5でございます。

平成18年度ミニ博物館の新設延期についてでございます。

1の概要でございます。

平成18年度計画事業において、ミニ博物館1館を新設する計画で、候補地と調整してきましたが、定期的な公開ができなくなったため、環境が整うまでの間、延期とするものでございます。

2の新設予定のミニ博物館でございますが、法身寺というお寺でございました。ここは、客殿の2階に月海文庫というのがございまして、そこに虚無僧関係の資料及び大和田建樹関係の資料がございまして。

延期とする理由なんです、当初、この法身寺と週1回程度であれば屋内展示の公開に協力できるという回答を得て、平成18年度計画事業として進めてまいりました。しかしながら、以下の状況が発生したために、屋内展示の定期公開は難しいと連絡がお寺側からありました。これが今年の3月でございます。

状況というのは、がセキュリティーに関する重大な事項が発生したということ、客殿への不特定多数の出入りに家族の不安を解消できないということ、対応できるのは住職しかいない、住職は、現在多忙である、平成19年中まではほかのお寺と兼務ということでございます。

そこで、その後、区から設備や人的面で提案をし、調整を図ってまいりました。提案した内容は、1つが、ハード面ではカメラや玄関用チャイム等の防犯設備の設置、それからソフ

ト面では、ボランティア要員（文化財協力員等）の導入、それから運用面では、まずは公開日を月1回から始めて、段階的に拡大していくと、このような提案をさせていただきました。

それで、再検討もしていただいたんですが、屋内展示の定期公開は月1回でも無理であるという最終回答が寺側からありました。これが去年の11月でございます。

ということでございまして、今後の予定としては、屋内展示の定期公開が週1回以上できる環境が整うまでは、ミニ博物館とするための調整は休止とするということでございます。

それから、文化財ウィーク等で特別公開を実施し、積極的に区民への公開の機会を設けるなど、今後とも区は寺側と良好な関係を保っていくということでございます。

以上でございます。

教育指導課長 では、新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の改正について御報告いたします。

改正の趣旨でございますけれども、これまで新宿区教育委員会では、学校教育の一層の充実に資するため、学校からの推薦により、人命救助、部活動の対外活動・コンクール等における著しい成果、長期継続的な福祉活動等の活動に対して、区立学校に在学する幼児・児童・生徒を対象に表彰を行ってまいりました。

現在の新宿区の状況を見ますと、区立の小・中学校に通う児童・生徒が1万900名に対し、私立の小・中学校に通う児童・生徒が約2,800名おります。そこで、対象を区立学校に在学する幼児・児童・生徒のほか、新宿区在住の幼児・児童・生徒も加えることにより、門戸を広げるために改正するものであります。

主な変更点は、その表に示しましたように、新旧区別してございますけれども、対象を新宿区在住の全幼児・児童・生徒に広げるということ、推薦者を当該学校長としていたところを消防署や警察署、新宿区各町会長、その他教育委員会が認めた団体と広く推薦者を拡大したこと、回数については2回行っていたものを1回に統一していくということでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、このことを区報等で周知して、3月中旬に表彰するという、そういう流れでございます。

次に、確かな学力の育成への取り組みについての検証についてでございます。

9月初旬に実施した確かな学力の育成への取り組みである区費講師の全校配置、年間授業日数の拡充、いわゆる夏休みの短縮を中心としたところでございますけれども、教員の授業力向上について検証した意識調査、実態調査の集計、分析がまとまりましたので、御報告申し上げます。

なお、意識調査は、この3つの取り組み以外についても調査しております。この分析については、別途御報告いたします。

今回御報告する内容については、2月の「しんじゅくの教育」臨時号でございますが、2月の「しんじゅくの教育」で、また3月の「しんじゅくの教育」で残りの分析の一部を掲載する予定でございます。

まず、資料の見方について御説明します。

意識調査についてですが、お手元の資料の児童・生徒の意識調査の結果・分析3ページ分、保護者・地域・教員の意識調査の結果・分析9ページ分についてです。それぞれ確かな学力推進員について、夏休みや2学期初めの授業についての結果を質問と集計結果をグラフであらわしてございます。その集計結果から分析を下の段に記載してございます。それぞれ小学校4年生、6年生、中学2年生を分析して、総合的な分析をしています。保護者・地域・教員の結果・分析についても同様であります。

実態調査については、実態調査は調査結果の主な活動内容、主な成果、今後期待される主な成果、主な課題、そして分析を載せてございます。なお、実態調査の集計結果を別添えて配付してございます。質問項目と回答の集計を載せてございます。文言で表記している部分については、資料の後ろにまとめてとじております。

それでは、資料の説明をいたします。

まず、児童・生徒の結果分析です。

確かな学力推進員について。この確かな学力推進員については、推進員の認知度、指導の工夫等について6項目の質問をしました。

分析としましては、調査結果から、確かな学力推進員が担当している学年ではない場合もあるので、先生を知っていると回答した児童・生徒は6割程度にとどまっております。

指導については、小・中ともに、確かな学力推進員はきめ細かく丁寧に指導していると回答している割合が高い。一方、学年が上がるにつれ、わかりやすいと回答した割合が低下していることから、必ずしも少人数学習指導やチーム・ティーチング等による授業がわかりやすくなっているとは言えない。今後は、確かな学力推進員の授業において、児童・生徒にとってわかりやすい授業をするため、発達段階に応じた指導法の工夫や効果的な学習の進め方の研究が必要である。

次に、夏休みや2学期初めの授業についてですけれども、夏休み中の生活や学習、2学期の初めの生活や学習など7項目の質問をしました。

分析としましては、年間の授業日数が増加したことで、友達と楽しく過ごせると感じている。また、夏休み中の生活は、健康に過ごせたり、学習をしっかり行ったりすることができたと感じている。一方、2学期初めの生活のペースは、学年が上がるにつれ取り戻すのに時間がかかる。また、学習に対しても、この傾向があり、2学期初めの学校の取り組みを工夫し、より意欲を喚起する学習活動を取り入れる必要がある。

授業についてですが、授業については、授業のわかりやすさ、丁寧さや工夫など6項目の質問をしました。

分析としては、児童・生徒は、授業についてわかりやすいように工夫され、質問等に対してきちんと答えてくれるなど、きめ細かな対応をしていると感じています。一方、次の授業への期待感や、周りの児童・生徒が正しく授業を受けているかどうかについては、学年が上がるにつれ、肯定的に回答している割合が低下しております。このことから、児童・生徒の発達段階に応じた学習過程や学習意欲の持たせ方等の工夫が一層求められている。

次に、保護者・地域・教員です。

確かな学力推進員については、推進員の認知度、指導の工夫等については、保護者・地域は6項目、教員は推進員の指導とその効果、忙しさの緩和等について7項目の質問をしました。

分析としては、確かな学力推進員が保護者や学校評議員には余り知られていない実態もあるが、授業中丁寧に教えてくれていることは、6割以上が認めている。特に、教員は、その指導の丁寧さを強く感じている。一方、わかりやすさの面では、約5割の保護者しか肯定的に回答していないことから、児童・生徒の実態に応じたわかりやすい授業を目指し、指導法の工夫をしていく必要がある。今後は、より一層少人数学習指導やチーム・ティーチングを充実させ、一人ひとりに応じたよりきめ細かな指導を充実していく。また、教員と確かな学力の推進員が連携を深め、指導を行うことで、子どもたちの確かな学力の育成につながることを期待できる。

夏休みや2学期初めの授業については、夏休み中や2学期の初めの生活や学習、勉強する日が多くなることなど、保護者に対しては8項目、地域5項目、教員は夏休み中の子どもの把握、2学期の初めの工夫、授業日の増加についてなど8項目の質問をしました。

分析としては、夏休み中の生活については、児童・生徒と同様に、保護者も健康で楽しく充実した生活を送ることができたと感じている。一方、2学期が早く始まり、生活のペースは保護者・地域ともに早くつかめたと回答しているのに対し、多くの教員は早くつかめたと

は感じていない。一方、学習のペースについては、保護者・地域ともに5割を切り、十分ではないと感じている。教員は、夏季休業中の活動を計画的に行うよう事前指導を行ったり、2学期初めの学習を工夫したりしているが、多様な指導に十分に取り組めていないと感じている。2学期を早く始めたことにより、充実する期間が長くなったと、児童・生徒・保護者・教員にとっても実感できるよう、今後も取り組みを充実させる必要がある。

授業についてです。

授業については、授業のわかりやすさ、丁寧さや工夫など、保護者・地域は7項目、教員は授業に対する工夫や姿勢など8項目の質問をしました。

分析としましては、教員は、教え方の工夫をし、日ごろの授業をよりよくしようと努力している。また、児童・生徒の質問等についても丁寧に答えている。一方、保護者や学校評議員からの評価は低い。保護者や学校評議員が授業をより多く参観することで、教員の授業改善の工夫がより明確になるものと思われる。また、次の授業への学習意欲の面では、肯定的に回答している割合が低いことから、発達段階に応じた学習意欲をより一層引き出す学習課程の工夫が求められる。

次に、実態調査の分析です。

確かな学力推進員について。確かな学力推進員について、主な取り組みとして、ほとんどの学校で少人数学習指導やチーム・ティーチングとして活動しています。連携教育は小学校で6校、特別支援教育では小学校10校、中学校5校で活動しています。

主な成果について。まず、子どもの学習意欲が高まり、学習に対する態度や学び方が身についてきた。一人ひとりに行き届いた指導や、よりきめ細かな指導ができた。部活動の指導を通して生徒の技術面、体力の向上に役立っている。

今後期待される成果として、基礎・基本の修得の学習が充実し、基礎学力が定着する。

主な課題として、勤務時間が8時間勤務ではないので、学年会等打ち合わせ等の時間を確保するのが難しい。区費講師の資質や指導力の向上を図る研修が必要である。

以上、分析としましては、今年度から各学校に1名配置した区費講師、いわゆる確かな学力推進員の活用は、その多くは、算数・数学等の少人数学習指導やチーム・ティーチングで実施している。小学校においては、特別支援教育のための活用も多く、各学校の実態に応じた活用がされている。

成果として、子ども一人ひとりに行き届いたきめ細かな指導が行えた。落ちついて学習に取り組めるようになったなどがあげられる。今後も、確かな学力推進員が配置されることに

より、基礎学力の定着や学習意欲の向上が期待される。一方、確かな学力推進員の指導力によっては、十分な成果を上げることができない。そこで、資質や指導力の向上を図るための研修を充実する必要がある。

次に、夏休みや2学期初めの授業について。

夏休みや2学期初めの授業については、年間を通して取り組んでいる活動と、2学期始まりに特別に取り組んだ内容についてまとめています。

主な取り組みとして、基礎・基本の徹底、読書活動の充実、授業時間数を確保し授業にゆとりを持たせる、校内研究の充実、2学期初めの工夫、家庭との連携の充実などが取り組まれました。

まず、主な成果について申し上げます。

基礎・基本の時間を徹底することにより基礎・基本の力を身につけさせることができた。授業時間数を確保したことにより、授業にゆとりが持てるようになった。面談する機会がふえ、家庭との連携がしやすくなった。

今後期待される成果として、学力の二極化が解消される。学習進度を速め、年間の総授業時間数の確保により、学習効果を高めることができる。

主な課題を申し上げます。校内研究に対して、教員個々の意識の度合いに差があるので、教師の授業力を育成し、指導内容の充実を図る。教員に時間的な余裕がない。

以上、分析としましては、夏休みを短縮したことで、学力の定着を図るための取り組みをした学校が多い。短縮でふえた時間は、年間を通じてゆとりある教育に向けたところがある。国語や算数においては、基礎・基本の時間を設けたり、ステップアップ学習を取り入れたり、補習を行ってきた学校が多い。これは、一人ひとりの学力に合わせた学習を進めようとしているものであり、個に応じた指導への取り組みが多くなされている。また、落ちついた時間の確保や読書量の増加をねらいとして、朝読書の時間を充実した学校も幾つかある。朝読書は、一日の学習への取り組みが落ちついてスタートできることから、その効果が期待できる。

ほかには、短縮でふえた時間で集中的に水泳指導に取り組んだところもある。さらに、夏休み明けの早い時期に、保護者会等を設けることもできた。家庭訪問を復活させたり、保護者会や面談等の機会を設けたり、家庭との連携も深めている。

次に、授業について申し上げます。

授業については、主な取り組みとして、校内研修の充実、管理職による授業参観と指導助言、授業力向上通信の発行などが取り組まれています。

主な成果としましては、授業について、授業改善への意欲の向上や工夫が見られるようになった。児童・生徒が安心して、楽しく、意欲的に学習に取り組むようになり、学力の向上が見られた。

授業改善推進員については、指導された教員の課題が明確になり、研究・研修意欲が高まった。また、自信を持てるようになった。精神的な不安定さを解消してもらえた。指導内容についてきめ細かく考え、日々授業を工夫するようになり、学力を把握する力が伸び、一人ひとりを生かした授業ができるようになった。

今後、期待される成果として、客観的な授業分析を生かした授業力向上が図られ、教員の指導技術が向上し、質の高い授業をつくる力が伸びる。

主な課題としましては、授業改善推進員からの指導を受ける時間設定や体制づくりが難しく、授業改善推進員任せになりがちである。連続した指導が必要であるが、計画的に実施することが難しい。また、他校と計画が重なり、調整が難しい。

分析としましては、各学校は、授業改善に向けた校内研修や管理職による授業観察、指導助言及び教員相互で授業を見合い、客観的に授業分析を行うことにより、授業力の向上に努めている。また、子ども・保護者による意識調査が実施され、要望やニーズを的確に把握することができるので、より一層知的好奇心を引き出す質の高い授業づくりをすることができる。さらに、小中連携を一層推進することにより、発達段階に応じた学びの意欲の向上が図ることができる。

授業改善推進員による、二、三年目の教員を中心にした教員の指導育成は、教員一人ひとりの課題が明確になり、日々授業を工夫するようになり、子ども一人ひとりを生かした授業ができるようになるなど、学校から成果を実感してもらっている。

今後は、校内での研修の充実とともに、若手教員だけではなく、さまざまな年齢層の教員の育成を充実させていく必要がある。

なお、今後、この意識調査は、例年各学校が実施している学校評価へ位置づけていく予定でございます。

あとは、資料が、まず申し上げました結果・分析のペーパーをまとめたものと、質問票を添付してあります。それから、実態調査の質問と回答が小学校と中学校と分冊になっておりますので、ただいま駆け足でありましたけれども、中核的なことについて御報告をいたしました。

次に、特別支援教育検討委員会の途中経過について、御報告を申し上げます。

1の目的、2の検討委員会について、3の検討内容については、10月の教育委員会で御報告をさせていただいておりますので割愛をさせていただいて、本日は4の経過報告についてから御報告いたします。

検討課題が幾つかございます。そのうちのまず検討課題の1、通常学級に在籍する障害のある児童・生徒等への支援と、検討課題の2として、学校・園をサポートする区の支援体制の構築ということで、まず御報告いたします。

1つ目は、4の(1)としまして、特別支援教育センターの設置の検討をしているところでございます。

教育センター内に特別支援教育センターとして、センター的な役割を果たす拠点をつくる。そこでの主な内容としては、特別支援教育のための情報の収集や準備や推進、学校への支援、区費講師を派遣したり、専門家チームの派遣事務を行っていく。区の特別支援教育の研修、いわゆるコーディネーター養成研修も含む企画運営補助、外部の関係機関との連絡調整など、特に特別支援教育を行っていく場合には、福祉関係との、あるいは医療関係との連絡も相当密に、円滑に行っていく必要があると思います。

以上、総じて関係機関の情報収集や整理、連携などでございます。

次に、(2)として、専門家チームの派遣でございますけれども、幼稚園や学校から要請を受けて、訪問・観察・助言を行っていくということで、いわゆるメンバーとしましては、児童の臨床心理医、教職で情緒障害学級や固定学級等のそうした経験豊かな者、あるいは臨床発達心理士の資格を持つ方等々、こうしたメンバーを要請に基づいて巡回指導を行っていくという、そういう形で検討を進めているところでございます。

それから、次のページについては、そうした専門家チームの巡回相談の流れを、主なものをフロー図にして、つけてございます。

次に、(3)として非常勤区費講師の派遣でございますけれども、その巡回指導に基づきまして、子どもたち、学級の様子、それから学校の指導体制の指導・助言に当たるとともに、必要に応じて要請のあった学校に非常勤講師を派遣していくということでありまして、現在検討しているのは、要請のあった学校に、いわゆる期間限定で派遣する。連続3カ月程度で、必要があればそれを更新していくというような場合、あるいは要請のあった学校に巡回派遣という形で週に2日から3日程度ぐらいを派遣していくというような形を考えているところであります。

先ほど、本日の教育委員会の冒頭にもございましたけれども、そのための予算要望を、区

費講師として20名を要望しているところでございます。

検討課題の3については、副籍、地域指定校、居住地交流というようなことで、そこに書かれていますようなことについて、都立の盲、ろう、養護学校との連携なども極めて重要になってまいります。これについては、またこれは、後日詳しく御報告をさせていただき存じます。

検討課題4の福祉・医療・保健・労働等の関係機関との連携も、極めて重要になってまいりますけれども、これも今後より検討しまして、その報告を後日詳しく報告させていただきます。

次のページで、検討の5は、幼稚園・保育園・子ども園から小学校・中学校への連携ということで、先ほども別の議題のところでも話題になっておりましたけれども、これについても後日より詳しく御報告をさせていただきます。

なお、最終ページのところに特別支援教育全体構想案としまして、イメージ図をつけておりますので、ごらんいただければ幸いです。

次に、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告についてです。

この相互連絡制度の運用状況については、新宿区のガイドラインに基づいて事案が発生したときには随時報告するというようになっておりますので、本日、以下のとおり御報告をさせていただきます。

1、警察と学校の相互連絡制度に基づく連絡件数でございますけれども、現在18件、内訳、小学校1件、中学校17件発生しております。いわゆる警察から学校に情報提供いただいたという件です。

もう少し詳しく見てまいりますと、警察から学校に連絡が入った連絡の件数の16件のうち、連絡の対象は中学生が15件、小学生児童が1件。連絡の概要ですけれども、対象事案に係る児童・生徒の氏名、学年、事案の概要、対象事案に係る児童・生徒の氏名、学年、事案の概要、家庭状況が13件と3件。連絡をしていただいた警察については、所轄警察が12件、区外警察署が4件でございます。区外警察というのは、新宿区に隣接する地域の警察でございます。

として、学校より警察に連絡を行った件数は2件でございます。いわゆる個人情報の外部提供という形になります。連絡対象は、区立中学生徒にかかわる件数が2件。連絡の概要は、対象事案に係る児童・生徒の氏名、学年、事案の概要、家庭状況、学校生活の状況が2

件。連絡を受けた警察は所轄警察署、区内の警察でございます。

なお、2としまして、制度運用上の課題ということで少しまとめたものがございます。

警察から学校に連絡が入った場合、または学校から警察に連絡を行った場合は、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書に基づく連携の実施に係るガイドライン、以下ガイドラインと申し上げますが、学校から教育委員会の報告が適切に行われているというような状況がございます。

要は、このガイドラインに基づいて情報を受けても、あるいは情報を提供しても、即教育委員会教育指導課にこの件については報告をしなければならないのですが、残念ながらまだ警察において、これは恐らく警察内部でも人事異動等もある関係かと思うんですけども、これが協定に基づく報告であるということを学校の担当者に言わないままに情報提供があって、学校もそれを十分に受けとめ切れていないというようなことがあります。

ということで、私どもも大体年の平均的な数というのがわかるわけですので、それをそのまま放置すれば積み重なってしまうということで、学校なり警察なりに、いわゆる進行管理を適切に行う義務があるわけですので、随時、その辺、今度私どもから働きかけて、そういう連絡が滞っていないかというような確認をしていかないと、もう少し、いま一つ円滑にっていないということを、そういう文面にまとめてあります。

やって1年ということもありますし、個人情報取り扱いということもあって、慎重にやっていたいかなきゃいけないわけですけども、さらに徹底させるためには、2枚目でございますが、制度運用の対策として、管理職を中心にした制度説明会を、現在も毎年行っているわけですけども、よりガイドラインの正確な読み込みであるとか、それから個人情報の保護についての研修会ということをもう少し事例に基づいてきめ細かくやっていたいかなければいけないなということを考えております。もちろん、所轄の警察については、このガイドラインに基づいて、より相互連絡制度の指示が徹底するよう協力要請をしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

いずれにしろ、本日御報告しました上記18件のうち4件を除いて、残り14件は、今私が申し上げましたように学校から教育委員会への報告が適切かつ速やかに行われていなかったと、制度がなかなか徹底していないということに十分反省しまして、これについては随時見直しを行っていくということはこの制度が始まったときには申し上げておりましたので、今後より徹底されていくように改善してまいりたいと思っております。

以上、報告を終わります。

内藤委員長 報告は9まででしたね。説明が終わりました。

では、報告2は、新宿区幼児教育のあり方検討会（最終報告書）について、御質疑のある方はどうぞ。しかし、これなかなか膨大なものですね。

この新宿区幼児教育のあり方検討会という会そのものは、この最終報告書を提出することが使命なんですか。これで、これを出せば、検討会は終わりということになるんですか。

教育政策課長 そのとおりでございます。12月18日に教育長に最終報告書を座長から提出させていただきます。それで終わりということでございます。

内藤委員長 しかし、何かこう常設機関みたいなのが、最終報告書を出したら終わりという、この何ていうのかな、こういう報告書がどのように受けとめられているかというようなことを検証することも必要だと思うんですが、その点はいかがですか。

教育政策課長 まさにそのとおりでございます。資料の中の今後の施策の進め方ということを書いてございますけれども、それにつきましては、庁内で連絡体制あるいは推進会議をつくりまして、そこで具体的に事業に落とし込んでいって、それを進行管理するということがまだ残ってございます。ですから、幼児教育のあり方検討については、本当にこれからが本番だということが言えると思います。

ですから、検討会の最終報告はこれで終わりですけれども、事業を落とし込むことによって、それぞれ予算が発生するわけでございますので、そこで改めて区民に、あるいは議会に問うような形になるというふうに考えてございます。

白井委員 質問なんですけれども、すみません、この取り扱いが私もちょうとよくわからないんですが、これは教育委員会あてに提出されたものという、まず理解でいいんでしょうか。

教育政策課長 これ、教育長が諮問したものでございますので、教育長あてに出されたものということでございます。

白井委員 ですよ。ということは、この最終報告書を受けて、教育委員会として今後どういう形でやっていくかというのは、幼児教育に関してはこれを最大限尊重してやっていきましょうという、そういう報告書という理解でよろしいんですよ。

教育政策課長 そのとおりでございます。

白井委員 すごくすばらしいと思いました、ちょっとざっとしかきょう読めなかったんですけども。

教育長 ちょっと追加させていただきますと、個別課題については、かなりこれ思い切ったことを書いている部分もありますし、中身はただ抽象的なんです。ですから、これを具体的

に、個別的に、それぞれに関して、いろんな形で提案をさせていただき、区民に必要なものは情報提供して、意見を伺いながら進めていくということになるのかなと思います。

例えば、幼稚園の適正配置であるとか、そういうようなものは全体的な考え方を打ち出して、それで意見を聞きながら進めていくような形になるのかなと思います。

ただ、こちらで委員の先生方、とてもすばらしい方々に参加いただきましたので、こういう方々を今後どういう形で検証していただくようなことも、今後は少し進む中では考えていかなきゃいけないかなと思っております。

白井委員 今出ました、これの公表というのは考えているのでしょうか。区民への公表ということですね。

教育政策課長 これについては、区報で最終報告書を出す予定でございます、概要でございますけれども、それとともにホームページにもこれから出す予定でございます。

白井委員 ざっと読ませていただいただけなんですが、かなり検討をされているし、将来への指針になるようなことも、特に適正配置問題で、出生数、2ページのところで、昭和60年の2,967人が平成16年で1,890と、もう60%ぐらい下がっているわけですよ。そういう意味では、この後の小学校・中学校の適正配置問題とかに絡むような示唆のものも、幼児教育とは書いてあるけれども、実際には、将来的には学校配置にも関連するようなことも指摘されているような気がしますので、やはり公表していただいた方が、将来適正配置問題についても理解がしやすいんじゃないかとちょっと思いました。

熊谷委員 この種の検討会はパブリックコメントがものすごく大切で、もちろん委員の先生方、りっぱな先生方が真剣にやられているので、内容については特に私何も申し上げませんが、異議は全くありませんけれども、この種で40件のパブリックコメントの回答というか質問というのは、多い方なんですか。つまり、区民がどのくらい関心を持っているかどうかということと、それからよく私なんかいろいろなことでパブリックコメントの委員会やっていますけれども、件数は40件でも、極端な場合ですよ、2人の人ぐらいが20件ずつ出してくると40件になるんですよ。つまり、今幼児教育というのは非常に社会的には問題になっているんですけども、区民の人たちの関心がどのくらいだっているのがちょっと質問の内容と、それから十分この中に、そのパブリックコメントに対する対応は検討して報告書まとめられていると思いますけれども、そのパブリックコメントを出されてきた方々への対応って、ちょっと書いてありますけれども、それは実際に、個別かあるいはホームページ上で対応して回答されているんですか。その2点についてちょっと。

教育政策課長 パブリックコメントにつきましては、当然委員会の中で、検討会の中でかなりたたいて、きちっとした答えを出してございます。それについては、1月のたしか15日号でしたか、15日号の広報で、これから最終報告と一緒にパブリックコメントの決定したものを出す予定でございます。

個別の返事につきましては、パブリックコメントの性質上やらないというふうになってございますので、基本的には広報で、あるいはまた教育委員会のホームページでやるということでございます。

教育長 ホームページにちゃんと載せるでしょう。こういうパブリックコメントについてこう考えますというのは。

教育政策課長 区の広報とともに、新宿区の教育委員会のホームページに載せるということでございます。

パブリックコメントなんですけれども、一応30代から40代が80%でございます。

女性が34名、男性5名で、40件でございますけれども、この種のものについては、私の見解だと多少多いかなと、余りパブリックコメントについては件数がないというふうに思っていますので、多いというふうに、非常に関心は高かったというふうに考えております。

熊谷委員 ですよ、わかりました。

内藤委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に、報告3新宿区立区民ギャラリー・環境学習情報センター指定管理者の評価について。

白井委員 では、1つだけ。評価結果の収支状況Bというのは、これマイナスが出たということでBということなんですか。それとも中身の問題なんですか。

生涯学習振興課長 基本的には、そうです。赤字が出たということでございます。それをもってBという評価、総合的にはそうしたということでございます。

白井委員 すみません、これは当初予算として見ていたよりも、執務時間等にかなり、出張とか、超勤が多くなったと書いてあるんですけども、これは予想外だったということでしょうか。

生涯学習振興課長 ここに書いてありますように、積極的に環境学習関係の授業に出ていったということで、要請が学校等にありましたので、そういう意味では授業を積極的に行った結果という面もあるというふうに考えております。

白井委員 以上です。

内藤委員長 これ、来館者数の前年度比、出ますか。大幅増があったということは書いてあるんだけど。

生涯学習振興課長 教育委員会の所管の方の区民ギャラリーの方なんですけど、これが16年度が1万6,197人に対して、17年度が1万9,833人ということで、この辺が増加ということがございます。

それから、金額の面で言えば、有料化されたということも影響しているんですが、件数がふえまして、その結果として100万円ぐらいの増加が、区民ギャラリーの方はあったということでございます。

内藤委員長 よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に、報告4 西落合公園少年野球場・庭球場について、御質疑のある方はどうぞ。

これ、外野フェンスが8メートルも前に出て、野球に差し支えないんですか。

生涯学習振興課長 これ、少年野球ということでございまして、従来より狭くなりますので、その辺は若干ありますが、これはもちろん少年団体野球連盟等にお話をして、これで一応はできるというふうに、ということでございます。もちろん、今までよりちょっと不都合な面、若干はあるということも許容していただけるということになってございます。

内藤委員長 では、ネットに当たればホームランということになるんですね。

よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告5 について御質疑のある方はどうぞ。報告は、ミニ博物館の新設延期についてです。

これも、お寺さんがそう言うんじゃ、ちょっとやむを得ないという感じですが、どうですか。

熊谷委員 さっき、予算ではとってあったんじゃないですか、19年度、18年度と同じ額。違うのかな。

生涯学習振興課長 これは、別立てでございます。別の、具体的には、まだあくまでも予算ですけども、別のところの改修ということで考えてございます。

熊谷委員 ああ、そうですか、わかりました。非常に似た金額だったので。

内藤委員長 これは、御説明あったかな、この要するに何があったんですか。

生涯学習振興課長 個人情報的なことがあるので詳細は言えないんですが、この重大な事項というのは、空き巣に入られたというふうに聞いております。

内藤委員長 わかりました。

よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告6ですね。報告6 新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の改正について。

区立学校に限定しないということで、結構だと思いますが。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告7、確かな学力の育成への取り組みについて、御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 では、質問だけいいですか。何かすごく素晴らしいもの、ありがとうございます。

ちょっとわからなかったところで、大きな項目3の確かな学力の育成への取り組みに関する実態調査結果・分析の6ページ目、一番最後のところですが、主な課題の中で、3行目ですね、校内での育成方法の工夫を認めてほしい。出前授業のような形の方が受け入れやすいという、校内での育成方法の工夫を認めてほしいということが、教師から出ているというようなことなんでしょうか。

それと、次の指導対象以外の教員への指導を具体的に進めにくく、ベテラン教員にとっては抵抗感があるというような、このちょっと主な課題のところ、この辺説明をちょっとしていただければと思います。

教育指導課長 これは、校内での育成方法の工夫を認めてほしいというのは、当然それぞれオリジナリティーがあっていいわけですので、もちろんそれを教育委員会として否定しているわけでは毛頭ないわけなんですけれども、今年度新しい試みということで、できる限り要請があれば出ていく。

それから、要請がなくても、やはりそれはS O Sが何らかの形で感じられたときには、こちらから当然進めるというか、こういう形で御支援できますので、ぜひ御活用いただきたいというような形でもありましたので、そんなような流れの中で、認めてほしいとか、そういう感想を持たれたのかなというふうに思っております。

いずれにしろ、こういう御意見をいただいたということで、いろんな多様な方法を考えていくという、そういう手がかりにしていきたいなというふうに思っています。

それから、指導対象以外の教員の指導を具体的に進めていくというのは、これはベテラン教員の抵抗感があるということなんですけれども、それはやはり教員も専門職としてプライドがありますから、そのとおりだと思えるのですけれども、でも、期待される教師像あるいは

教師の力量というのは、新採とはまた異なって、ベテラン層にまた新たな課題というものは、その時代の教育にこたえていく教育力をつけていただかなければいけないわけですので、これは大変心苦しい申し上げ方、今ちょっと私も語彙が足らなくて、こんな言い方になっちゃうんですけども、ベテラン層はやはりみずから課題を見つけて、その課題のためにみずからやっていただければ結構ですけれども、教育委員会としてこういうシステムがあって、御活用いただければ、決してうのめたかめめで指導するとか、そういうことではなくて、本当に相談のパートナーとしてやっていきますよという、当初からそういうことでお話をしていますので、その辺が周知されてくれば、御理解いただけるので、もう少し時間かかると思うんですけども、その辺が、理解が広まっていけば、本当に引く手あまたで、抵抗がなくなっていくというふうに信じていますし、今年度、学校が受けとめているのは、おおむね評価いただいていますので、必ずその部分についての評価が高まることで、ベテラン層にもSOSとかそういうことではなくて、自分の授業をもう一度リフレッシュしたいと、そのためにぜひ派遣してもらいたい、派遣を要請すると、そういう形に必ずなっていくという、そういうふうには思っております。

ただ、率直な御意見としては受けとめていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

白井委員 わかりました。この課題、その授業改善推進員と、現場の教師との関係において、このような課題があるというふうに読むということですね。ちょっと、その辺がわからなかったものですから。

教育指導課長 はい、そのようにお願いいたします。

内藤委員長 指導する、指導を受けるというか、授業改善推進員が指導する先生というのは、こちらから、授業改善推進員の方からこの先生ちょっと、もうちょっと能力発揮してもらいたいということで作るんでしょう。

教育指導課長 基本的には、学校からの要請を原則にしたいというふうに思いまして、やはり原則がないのに、私たちが親切で行っても、やはり土足で上がり込むような感じにはなるんじゃないか。ただし、それですと、いつまでたっても要請がないということもありましたので、教員採用2年目と3年目、この2年目と3年目というのは、1年を正規採用になって2年、3年と迎えて、新宿育ちですので、この方たちについては、各地区別にグループをつくって、担当に授業改善推進員を張りつけて、そしてグループの中でいろんな研修を行っていくとか、そういう形でやりました。

そこで、人間関係をというか、決して厳しいことだけ言うことではない、本当に悩みにも応じて二人三脚でやっていこうという形で、人間関係をつくった結果、積極的に来ていただきたいという声が上がってきた。それを一つ足がかりにして、ほかの先生たちにもそういう要請の輪を広げていきたい。結果的に、2年目、3年目に限らず、せっかく来ているんだから自分の授業も見てもらいたいと、コメントしてもらったり、いろんなことを教えてもらいたいと、そういうような話をしてございました。

ちなみに、回答の数値で出ているところで、その数、経験年数について示したものがありますけれども、小学校においては、いわゆる実態調査集計結果の小学校の8ページでは、(2)の に指導を受けた教員の経験年数についてまとめております。

1年目の教員が14名、それから2年目の教員が26名、3年目の教員が14名ということで、1年、2年、3年はかなり集中していますが、それ以外に4年目であるとか、5年目であるとか、6年目、あるいは11年目から20年目の方たちも小学校で6名、21年以上の方も4名ということですので、相応の、当初の予定以上の手ごたえというか受け入れはしていただけののかなと思います。

残念ながら、中学校では、1年目、2年目、3年目がほとんどで、それ以上の年数の方はいませんけれども、これやっぱり小学校の方が、全教科ということが基本ですので、受け入れる方も学びやすいというか、そういう部分があると思うんですね。中学校はどうしても専科教員になりますし、授業改善推進員の方も、やはり教科ということになりますから、教科が違ってれば、ちょっと要請しにくいというのは実態としてありますので、今後はやはり中学校の授業改善推進員の方のメンバーをふやして、それも多様な教科をそろえていくということが、今後は整備の必要があるというふうには思っております。

内藤委員長 わかりました。

白井委員 すみません、今のお話というのは、教育再生会議とかでも問題視されている、その教師の質の向上の一環として、新宿区としてはこういう授業改善推進員というのを設けて、教師の方も授業内容についてのサポートをしていると、そういう中で、まだ課題として、今回挙げられたような形の段階にあると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

教育指導課長 おおむね、それでよろしいかと思うんですが、これは私だということではなく、現場の教員が頑張っていることをちょっと御紹介させていただこうと思うんですが、これは手前みそなことではなくて、数値的にも、学校が区の研究指定校を受けて、研究発表を行っていくというその件数とか、学校の積極性というのは、恐らく都内の中でもなかなかその件

数とその研究の密度という点では、私はかなり活発であると思っています。

それは、やはり校内体制の中で、そういう、大変なわけですよ、あれね、本当に忙しい、忙しいと、指定校を受けて、2年間のスパンで調査研究して、発表していくというのは大変なわけなんですけれども、ただ形を整えるだけじゃなく、内容面についてもその授業改善をやっていくとか、そういうこともやっているという点では、私はすごく現場の先生たちはやはり頑張っている、新宿の先生たちは特に頑張っていると思います。

ただ、それは学校の校内体制ということで、やはり教員一人ひとりの日々の授業でいかに授業の質を上げていくかということになると、やはり地味なことですけども、本当に自分自身と、だれか身近なところで相談相手があって、それも違う視点から相談相手になってもらうような方の体制というものが、やっぱり本質的な授業の改善につながっていくんだろうという考え方ですので、そういうことを含めて、課題があると言えば、確かに課題なんですけど、要は、教員一人ひとり一生懸命頑張っているんですけども、その課題が空回りしないようなための課題というふうに受けとめていただいて、皆さんが、みんな何にもやっていないわけでもないし、課題があってすごく非常に状況がよくないということでもないと思っています。

ただ、やはり新採の件については、本当にまたここでも暗い話になりますけれども、やっぱり痛恨のきわみのことがあるわけですね。やっても限りが許されるというか、ありますよね、そういう部分で、支援の質ということが。そういうことを考えると、もっともっとこのシステムでやっていくことで、実は学校の中でももっとそういう相乗効果というか、相互貢献みたいな形で機運を高めていくということが、実は一番大事な課題なのではないかなというふうに思っております。

内藤委員長 よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に、報告8 特別支援教育検討委員会の途中経過について、御質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

ほかにご質問がなければ、次に、報告9 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の運用状況について、御質疑のある方はどうぞ。

これはもう報告で触れておられたように、学校長から教育指導課長に逐一全部連絡が来るということが、このシステムの大前提なんで、ガイドラインどおりの運営をさらに徹底するようにお願いします。

ほかに御質問ありますか。

ほかにご質問がなければ、本日の日程で報告10、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 ありません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

次に、協議に入ります。

それでは、協議1「教育行政の推進にあたって」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 お手元の協議1をごらんください。

これにつきましては、前回の教育委員会で平成18年度との相違点について説明をさせていただきまして、平成19年度の案を示させていただきました。本日はこの平成19年度の案を御協議いただきまして、来月に実施される第2回定例会で議決をいただきたいと考えてございます。

本日は、ですからこれを御協議いただくということが懸案でございますのでよろしく願います。

内藤委員長 どうしますか。逐条やっていく必要はないよね。

白井委員 この方針の案の文言とかについては、全然異論はございませんけれども、ちょっと質問なんです、平成18年度方針案を立てていますよね。それに基づいた、その平成18年度のこの方針に基づいてこういうことをしたと、それから従来のものだとこの段階に行ったという実績というのは、いつのときに教育委員会に提出されるのでしょうか。その実績、ちょっとその方針と対応する事業というのがちょっと。

教育政策課長 それにつきましては、本日お手元に参考資料として18年度上半期の主な実績、19年度以降の主な課題ということで、実績を出させていただいております。

白井委員 報告事項ですか。

教育政策課長 ごめんなさい。前回お渡しいたしました。

白井委員 その部分に基づいて19年度方針案が出たということですよ。

方針案の具体的なものは、予算の事業計画の部分に大体落とし込まれているということの理解でよろしいんですよ。

教育政策課長 今、おっしゃられているのは、19年度の予算に反映されているかどうかということの意味でしょうか。

白井委員 その方針の立て方と予算の立て方の関係、事業計画案の立て方の連動性というか、それをちょっと

教育政策課長 はい、それをリンクさせております。

一応、これ18年なんですけれども、これきょう御決定いただいて、来月に議決いただきましたら、それをもとに、これをまた19年度版つくらせていただきますので、それをまた示させていただきます。

白井委員 それと、もう一つ、今回資料としていただいた基本構想審議会でまとめられている中に、やはり教育に関するものも入っているんですけれども、これは教育委員会のこの教育方針がここに反映されているものというふうな理解でいいんでしょうか。

教育政策課長 それは、基本構想審議会という審議会でもって、区長に答申されたものでございますので、まだされていない、これからされるものでございますので、あくまでも基本構想審議会で作ったものということでございます。

具体的な今後の方針決定については、今後つくるということになってございます。

ですから、全くリンクしているということはなかなか言えないものでございます。

教育長 ちょっと追加しますと、基本構想審議会というのは、10年後、20年後の基本構想をつくと、その中に教育分野も当然入ってくるんですが、今回の基本構想審議会のもととその前に区民会議というのがあって、その提言というのをしているわけですね。その考え方が、区民の生活を行政分野ごとに切り取るんじゃなくて、生活丸ごとでつくりたいと、その提言をつくり、かつ審議会報告もそういうスタンスでつくりたいということなので、教育という分野で切り口を何かつくって、それでまとめるということをしていないんです、基本的に、そのくり方が。

かつ、私の方は、教育行政ということから見れば、どちらかという教育ビジョン的なものが必要であろうと。それは当然区の基本構想なり、基本計画の中にそういう教育ビジョン的なものが入っていくべきであろうということで、私自身も、何か事あるごとにお話しさせていただいたと思うんですけれども、若干そこら辺の切り口が、今の基本構想審議会の皆様方の意見と若干違っています。だけれども、やっぱり我々としては、基本構想審議会の書かれてあるものは当然尊重していきたいとは思いますが、ただ、これは、どちらかという、19年度はこういうことを目標にやりますよというものなので、ビジョン的な性格のものでは、もちろんそういうことも念頭に置いて19年度こうしますよということをつくっているんですが、新宿区の場合は、いわゆる教育ビジョンというのがないんですよ。だから、これがすべ

てなんですね。

だから、そういう意味では、その部分がまだ欠落しているので、今基本構想審議会の方で審議されている部分が、本来であれば教育ビジョンという形で結実されれば、これと当然リンクされてくるんであろうなというふうには思っているんですが、そこら辺のつくり込み方が、基本構想審議会の考え方は、とりあえずそれで多分ことしの2月に答申されると思いますので、それを受けて、今度区としての行政計画をつくりますので、そこでどういう整理をするかということになるかと思います。

それで、そのビジョンとの関係で言えば、今度改正教育基本法の中では、振興計画をつくることに今なっていますので、そういうものも当然視野に入れなければいけないので、最終的に、これ区長が決める、つくるものですので、教育委員会としてそれをどういうふうに整理するかは、これからの調整になるかと思います。

内藤委員長 よろしいですか。この基本方針3の第2項目、ちょっと変更箇所が、言おうとしていることはわかるような気がするんだけど、ちょっと文章として、「幼稚園など就学前から小学校及び小学校・中学校間において発達に即した計画的な教育を推進するため、」これ「幼稚園など就学前」というと児童のことを指す、子どものことを指す言葉なんですよ。「幼稚園など就学」これちょっとどういう意味だか教えてくださいませんか。

教育政策課長 確かにちょっと「幼稚園など」だけでは、人のことを指しているわけでありませんので、ちょっと文言が不足しているかと思いますので、この辺は直させていただきます。「幼稚園など幼児」というような言葉を入れればよいと思いますので。

内藤委員長 だから、むしろ、そう言っちゃうと身もふたもないけれども、18年度の「幼児・児童・生徒の発達に即した」という方がわかりやすいんじゃないかな。ちょっと、これ「幼稚園など就学前から」と、子どものこと言っているのかなと思うと、急にシステム、教育の進め方の話に、言いたいことは学齢期に達する前からということなんですかね。学齢期に達する前から子どものことを考えてということなんですかね。

教育政策課長 中身がですね、これ「幼稚園など」というのは、子ども園を含めたという意味が、子ども園とか保育園とか全部含めた形、そういうことなものですから、「など」になっちゃったんですけども、確かにおっしゃるような言い方で、少し変えてみたいと思っています。

熊谷委員 よろしいですか。

まず、基本方針の2の2枚目、一番上の項目欄が19年度と18年度じゃなくて、18年度と17

年度になっているのは、これは資料が古いんでしょうか。それとも、19と18の間違いなんですか。

教育政策課長 間違いでございます。申しわけありませんでした。

熊谷委員 失礼しました。

それから、各項目、つまり新しい19年度のいろいろな具体的な事業を念頭に置きながら、それに合わせるように修正されていて大変結構なんですけど、二、三、ちょっとやはり意味が違うかなという、誤解を招きそうなところがあるので、御検討をお願いしたいと思います。

まず、基本方針2番の1番、18年度は「多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細やかな指導を徹底し、」というところ始まっているんですが、19年度は「児童・生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」をはぐくむ視点から、」とこれをお入れになったと思うんですよね。それで、それにつなげて「多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細やかな指導を徹底するとともに、基礎・基本の確実な定着を図り、」とこうなってくるんですけども、やはり個性を伸ばすことも大事なんですけども、小学校とか中学校というのは、今一番言われているのは、基礎、それから基本、これが大事だということですので、私の案としては、最初のところはいいんですが、「「生きる力」をはぐくむ視点から、」次に「基礎・基本の確実な定着を図るとともに、多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細やかな指導を徹底し、確かな学力を育成する。」というふうにされた方が、まず新宿区としても基礎にきちっと置いて、それでかつという方が、誤解を受けないんじゃないかと思いますので、御検討いただけたら。

教育政策課長 そのとおりにさせていただきます。

熊谷委員 あんまり触れたり、あれしない方がいいと思うんですよね。多分、今度の基本法の改正もその辺が大きな柱になってきていると思いますね。

それから、これ2番は、余りそんな大きな課題ではないんですけども、その次の2番のところの、苦労して前年度方針を改正されているんですけども、2段目のところに「問題解決的な学習を推進し、自ら課題を見つけ、自己の考えや思いを表現し、」こうなってくるんですけども、一つは、やっぱり学習を推進して、みずから課題を見つけるだけでなく、みずから課題を見つけ解決する、それから「自己の考えや思いを表現し、的確に伝える能力や態度を養うとともに、」この辺が苦労されていると思うんですよ。「困難やストレスを自ら克服していく能力と態度」と書いてあるんですけども、あんまり全部能力と態度というとなので、最後は「困難やストレスを自ら克服していく能力を」態度というよりも

これ能力だと思うんですね。だから、その辺も御検討いただいたらいいかなと、よろしく。

あと、いいですか。基本方針の5番、生涯にわたって学びつづけられる環境の整備の2番目の新規のところなんですけれども、これ私もちょっと半分質問なんですけれども、新しく起こされて、それは大変結構なんですけれども、「放課後の学校施設を活用して、子どもたちが自由に集い、地域の大人とのふれあい、交流ができる遊びと」こう書いてあるんですけれども、なぜここで「大人」というふうに使っているのかというのがちょっと気になって、やはり「子どもたちが自由に集い、地域の人々との出会い」ぐらいの方がやわらかいんじゃないかと。

つまり、「大人」というと何か子どもたちに対するいろいろな意味で、保護者たちもちょっと抵抗があるし、大人は大人、当然だから、もっと「広く地域の人々」というようなニュアンスの方がいいかなと。もし、大人というのに何か特別な意味があれば結構なんですけれども。大人と子ども、ここだけ出てくるんですよ、全体の中で。ですから、新宿という区は非常に大人ということを、大人に成長させるということを念頭に置いてやられているならいいんですけれども、突然ここに大人と出てくるものですから、ほかのところは大人じゃないのか、そんなことないんですけれども、何か妙な特別な意味があるのかなと思ひまして、ひとつ御検討よろしくお願ひいたします。

内藤委員長 確かに大人という言葉はない。

熊谷委員 あんまり私好きなんじゃ、教育の現場でね。

内藤委員長 なじまないですね。人々でいいと思いますね。

熊谷委員 失礼しました。

内藤委員長 どうぞ、御意見、御質問、どうぞ。これは1年間にわたって残りますから。

よろしいでしょうか。これは、前にも読んでいるから。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、協議は以上で終了いたします。

閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午後 4時55分閉会